

周南市ゆめプラザ熊毛条例の一部を改正する条例制定について

周南市ゆめプラザ熊毛条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市ゆめプラザ熊毛条例の一部を改正する条例

周南市ゆめプラザ熊毛条例（平成21年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保健、福祉及び子育て支援の推進並びに市民交流活動、文化活動及び生涯学習活動」を「保健、福祉、子育て支援及び生涯学習の推進並びに市民交流活動」に改め、同条第2項中「、周南市熊毛公民館」を削り、「及び周南市熊毛歴史展示室」を「、周南市熊毛歴史展示室及び別表第1に定める施設」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項を同条第3項とする。

第7条を第12条とし、第6条を第11条とする。

第5条の見出し中「入館」を「許可」に改め、同条中「ゆめプラザを使用する者（以下「使用者」という。）が」を削り、「入館を制限し、又は退館を命じることができる」を「ゆめプラザの使用の許可をしない」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の4条を加える。

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、若しくは使用を一時停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、ゆめプラザの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

（1） 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (2) 使用者が許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) その他ゆめプラザの管理運営上特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復等)

第10条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちに使用者の責任において、これを原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定は、第7条の規定により許可を取り消された場合にも準用する。
- 3 前2項の義務を履行しないときは、市が使用者に代わってこれを行い、その費用は使用者の負担とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(使用の許可)

第5条 ゆめプラザを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による使用許可の際、管理運営上必要な条件を付けることができる。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第2条、第8条関係）

周南市ゆめプラザ熊毛使用料（単位 円）

施設	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室	150	220	220
多目的ホール、和室、大会議室	630	910	910
調理実習室	540	790	790

備考 次の各号に掲げる場合の使用料は、この表に定める使用料に次に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 営利（営業、宣伝等を含む。以下同じ。）を目的とし、入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収し、又は物品販売を行う場合
100分の300
- (2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しない、かつ、物品販売を行わない場合
100分の200
- (3) 営利を目的としないが、入場料等を徴収し、又は物品販売を行う場合
100分の120

別表第2（第8条関係）

周南市ゆめプラザ熊毛冷暖房使用料（単位 円）

施設	1時間につき
第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室	20
多目的ホール、和室、大会議室	
調理実習室	

備考 冷暖房使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前までに、廃止前の周南市公民館条例（平成15年周南市条例第93号）及び改正前の周南市ゆめプラザ熊毛条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の周南市ゆめプラザ熊毛条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなし、その使用料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市ゆめプラザ熊毛条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置等)</p> <p>第2条 市民が生きがいをもち、いきいきと健康に暮らせる豊かで住みよい地域社会の実現に向けて、<u>保健、福祉及び子育て支援の推進並びに市民交流活動、文化活動及び生涯学習活動の促進</u>を図るため、次のとおりゆめプラザを設置する。</p>	<p>(設置等)</p> <p>第2条 市民が生きがいをもち、いきいきと健康に暮らせる豊かで住みよい地域社会の実現に向けて、<u>保健、福祉、子育て支援及び生涯学習の推進並びに市民交流活動の促進</u>を図るため、次のとおりゆめプラザを設置する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 ゆめプラザは、健康増進ルーム、子育て支援ルーム、情報交流サロン、地域活動ワーキング室、中央ホール、<u>周南市熊毛公民館、周南市立熊毛図書館及び周南市熊毛歴史展示室</u>で構成する。</p>	<p>2 ゆめプラザは、健康増進ルーム、子育て支援ルーム、情報交流サロン、地域活動ワーキング室、中央ホール、<u>周南市立熊毛図書館、周南市熊毛歴史展示室及び別表第1に定める施設</u>で構成する。</p>
<p>3 <u>前項の周南市熊毛公民館は、第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室、大会議室、調理実習室、和室及び多目的ホールとする。</u></p>	
<p>4 次の各号に掲げる施設の設置及び管理に関し必要な事項は、それぞれ当該各号に掲げる条例で定めるものとする。</p> <p>(1) <u>周南市熊毛公民館 周南市公民館条例（平成15年周南市条例第93号）</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 次の各号に掲げる施設の設置及び管理に関し必要な事項は、それぞれ当該各号に掲げる条例で定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

現行	改正案
<p data-bbox="215 304 405 336"><u>(3)</u> (略)</p> <p data-bbox="226 767 432 799">(入館の制限)</p> <p data-bbox="176 834 1111 954"><u>第5条</u> 市長は、<u>ゆめプラザを使用する者(以下「使用者」という。)</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入館を制限し、又は退館を命じることができる。</u></p> <p data-bbox="215 986 510 1018">(1)～(3) (略)</p>	<p data-bbox="1173 304 1364 336"><u>(2)</u> (略)</p> <p data-bbox="1182 403 1408 435"><u>(使用の許可)</u></p> <p data-bbox="1137 470 2072 590"><u>第5条</u> <u>ゆめプラザを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p data-bbox="1137 625 2072 699"><u>2</u> <u>市長は、前項の規定による使用許可の際、管理運営上必要な条件を付けることができる。</u></p> <p data-bbox="1182 767 1391 799"><u>(許可の制限)</u></p> <p data-bbox="1137 834 2072 908"><u>第6条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>ゆめプラザの使用の許可をしない。</u></p> <p data-bbox="1173 986 1469 1018">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1182 1086 1543 1118"><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p data-bbox="1137 1153 2072 1362"><u>第7条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>その許可を取り消し、若しくは使用を一時停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、ゆめプラザの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>が損害を受けることがあっても、<u>市はその責めを負わな</u></p>

現行

改正案

い。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) その他ゆめプラザの管理運営上特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

現行

改正案

(損害賠償)

第6条 (略)

(委任)

第7条 (略)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復等)

第10条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちに使用者の責任において、これを原状に復さなければならない。

2 前項の規定は、第7条の規定により許可を取り消された場合にも準用する。

3 前2項の義務を履行しないときは、市が使用者に代わってこれを行い、その費用は使用者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

別表第1 (第2条、第8条関係)

周南市ゆめプラザ熊毛使用料 (単位 円)

現行

改正案

施設	8時30分～	12時～17時	17時～22時
	12時		
第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室	150	220	220
多目的ホール、和室、大会議室	630	910	910
調理実習室	540	790	790

備考 次の各号に掲げる場合の使用料は、この表に定める使用料に次に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 営利（営業、宣伝等を含む。以下同じ。）を目的とし、入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収し、又は物品販売を行う場合 100分の300

(2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しない、かつ、物品販売を行わない場合 100分の200

(3) 営利を目的としないが、入場料等を徴収し、又は物品販売を行う場合 100分の120

別表第2（第8条関係）

周南市ゆめプラザ熊毛冷暖房使用料（単位 円）

現行	改正案									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 293 1794 347">施設</th> <th data-bbox="1794 293 2063 347">1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1135 347 1794 437">第1会議室、第2会議室、第3会議室、 第4会議室、第5会議室</td> <td data-bbox="1794 347 2063 437"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 437 1794 491">多目的ホール、和室、大会議室</td> <td data-bbox="1794 437 2063 491">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 491 1794 536">調理実習室</td> <td data-bbox="1794 491 2063 536"></td> </tr> </tbody> </table>	施設	1時間につき	第1会議室、第2会議室、第3会議室、 第4会議室、第5会議室		多目的ホール、和室、大会議室	20	調理実習室		
施設	1時間につき									
第1会議室、第2会議室、第3会議室、 第4会議室、第5会議室										
多目的ホール、和室、大会議室	20									
調理実習室										
	<p>備考 冷暖房使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。</p>									